

＜学校感染症＞

	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 鳥インフルエンザ (H5N1) 重症急性呼吸器症候群 (病原体が SARS コロナウイルスに限る)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) を除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日 (幼児にあっては、3 日) を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が、終了するまで
	麻疹	解熱した後、3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が 発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を過ぎるまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるま

		で
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 細菌性赤痢 パラチフス ウイルス性肝炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	流行性嘔吐下痢症	下痢・嘔吐症状から回復した後、全身状態が良くなるまで
	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良くなるまで
	手足口病 ヘルパンギーナ	発熱、口内疹などの急性期症状が消退して、全身状態の安定するまで
	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良くなるまで
	伝染性紅斑	発疹のみで、全身状態が良ければ登校可能